

論文の内容の要旨

論文題目 ジョン・ロールズの「正義に基づく良き秩序論」に関する研究

氏名 崔基成

本論文は、20世紀後半の代表的な思想家の一人であるアメリカの政治学者ジョン・ロールズ（John Rawls: 1921-2002）の「正義に基づく良き秩序論」に関する研究である。ロールズは正義を社会秩序の基本原理と把握しつつ、「良く秩序づけられた社会」(a well-ordered society)を構想している。ロールズによれば、「良く秩序づけられた社会」であるかどうかは、当該する社会が「公正な社会」かどうかということによって、また、公正さを持続的に維持する「安定性」によって判断される。それゆえロールズは、公正としての正義にもとづいて適正に安定性が保障されると、「良く秩序づけられた社会」が実現できると想定したのである。こうした「正義に基づく良き秩序」論は、単なる一時的な解決と異なって、長期的な視点に立って安定した政治的秩序の構築可能性を追求しつつ、人類の共存を模索した、ロールズの思想におけるもっとも注目に値するテーマといえる。

然るに、このテーマは、ロールズの全生涯を通じて重要な関心事であったにもかかわらず、ロールズ研究者の間においてさえ、これまであまり議論されることがほとんどなかった。あるとしても、たとえばB・バリーやS・オーキンなどに見られるように、断片的にしか論じてこなかったのである。つまり、従来のロールズ研究者は、前期ロールズの思想に比して、後期ロールズの政治理想、とりわけ「政治的な正義観（正義の政治的構想）」に対して不当な評価しか与えておらず、その意義や可能性について正しく評価することはなかった。その結果、従来のロールズ研究においては、正義論における「安定性」の問題を、「公正としての正義」の問題と同等に重視したロールズの意図や思想の一貫性を見いだすことはできなかったのである。

しかし、最近、S・フリーマンが指摘しているように、この問題はロールズの正義の理論を理解する上で欠かせないもっとも重要なテーマである。それゆえ、本論文の考察を通して筆者は、ロールズの「正義論における安定性の問題」に焦点を当てつつ、正義に基づく良き秩序論がロールズ政治理想の一貫した中心テーマであることを確認し、その意義や可能性や限界を追究した。

したがって本論文は、第一に、ロールズの正義に基づく良き秩序論が「公正と安定性という正義の二つの主題」によって密接に結びついていることを確認し、それが前期ロールズから後期ロールズに至るまで一貫していることの論証を企てている。それゆえ本論文は、第二に、前期ロールズと後期ロールズの方法論が断絶しているという批判に対する一定の反論を加えると共に、正義論における「安定性」の問題が正義論における「公正」の問題の副次的な要素にすぎないと

いう批判にたいして一定の反論を提示するものとなっている。

さて、本論文の主な論点をまとめるならば、次のとおりである。

第一章においては、まず、ロールズが「公正としての正義」観を提示したとき、その目的が「民主的な社会のための道徳的基礎」を提供するものであったことを確認している。このことは、ロールズが正義を社会秩序の基本原理と理解していることを含意する。この際、ロールズの思想の背景にある人間観は、前期の「合理的 (rational) 人間」観から後期の「道徳的 (reasonable) 人間」観への移行によって特徴づけられるが、ロールズのこうした移行は、近代的意味における合理的理性の際限なき欲望を、道徳的理性を以って制御することによって、社会秩序の安定した基礎を構築しようとした点にある。そこで、実践的方法論として、包括的諸教説の真理把握の困難性を指摘しつつロールズは、前期の「カント（道徳）的構成主義」から「政治的構築主義」へと移行したが、従来の研究者の間においては、ロールズのこうした移行に対して、哲学的普遍主義から歴史的文脈主義への後退であるという批判が多かった。しかし、ロールズの主な関心が方法論の問題に尽きるのではなく、安定した社会秩序にあったことを想起するならば、政治的構築主義へ移行した後期ロールズの意図は十分説得性を持つことが指摘される。

第二章においては、「いかにして社会秩序は可能か」というホップズ的問題が、ロールズの安定性の問題と密接に関連していることを確認しつつ、ロールズの場合、それが正義の概念を必然的に要求していることやそれが果たす固有の役割について解明している。この問題の重要性は、異なる諸価値や信念、利害関係に基づいて行動しようとするならば、それぞれの諸価値や信念、利害関係が必然的に衝突しかねないことや、今日の多元主義の事実が突きつける秩序の正統性の危機が社会の安定性を損なうばかりではなく、われわれの生活そのものを根本から歪めてしまう可能性があるという点からも十分理解できる。それゆえ、ホップズ的問題を解決し、秩序ある社会を構築するためには、社会の諸構成員の合意によって決められたルールが尊重されなければならない。こうした意味で、秩序の問題は「もう一つの正義の主題」であり、秩序の正統性の危機の問題を解決することがロールズの政治哲学の重要な課題となる。

このようなロールズの政治哲学は、自己利益や集団利益の有害な影響を緩和する政治制度を構築するための根本原理(にもとづく憲法的秩序)を探すものでもあった。それゆえロールズは、多様な諸価値や信念の平和的かつ持続的な共存を、「包括的かつリーズナブルではあるが、相互に両立不可能な諸教説の共存の問題」という仕方で提出したのである。ロールズによれば、秩序ある社会を真に実現しうる方法は、だれでも受け容れ可能な政治体制を作ることであり、この条件が満たされることによって社会の諸構成員の間の共生のための条件が整うことになる。もしこの条件が欠けるならば、一時的妥協による平和が実現され、それがどれほど長期間続いたとして

も、安定した社会の秩序維持は望みにくい。たとえば、かつてハンス・ケルゼンが「絶対的価値の不可知性」を説き、諸々の政治的イデオロギーが相互的に自己を相対化することによって、妥協による地上的秩序の構築を唱えたのも、そうした理由からである。したがって重要なのは、公共道徳の諸原理についての真実を発見することではなく、様々な道徳、宗教、その他の包括的諸教説に共通にかかわるバランスのとれた合意を見出すことである。このことこそ、ロールズの「重なり合う合意」(overlapping consensus) と呼ばれるものであり、これは、後期ロールズの「政治的な正義観=正義の政治的構想 (political conception of justice)」の核心を成すものである。

ロールズによれば、「重なり合う合意」は、秩序ある社会という観念をより現実的なものにするため導入された概念であり、理にかなった多元主義の事実を含む民主的・社会的・歴史的諸条件へ適用するための概念である。ここで注目すべきは、ハーバーマスとの論争にも見られるように、「重なり合う合意」をとりあげる際、ロールズが相対主義に陥ることもなく、多元性の事実を否定し社会正義の基礎づけに際してある单一の包括的な教説の支配を貫徹することによって社会の統一性と安定性を保とうとする独断論や、安定した公正な社会の可能性そのものを疑う懷疑論の両方を退けることに成功している点である。こうした観点で、ロールズはまた、包括的な功利主義を批判すると共に包括的な自由主義をも批判したのである。

その際ロールズは、「公共的理性」の要請、すなわち民主主義体制の諸価値と理想を明示化するような正義の構想と、それにもとづく憲法が達成すべき諸目標と、それが尊重しなければならない制限とを特定しつつ、常識のなかに埋め込まれていると人びとが期待しうるような合意の基礎を発見し、それを定式化することを提案している。こうしてロールズの政治的正義観は、当事者たちの同意による正義の原理を導出し、それに社会の諸構成員がお互いに従うことを要求する。この際の公共的理性の観念は、市民が「公のフォーラム」で政治的支持活動に携わる場合にも、政党の構成員や選挙での候補者やそれを支援する他の集団にも当てはまる。ロールズのこうした政治的な正義観は公共的な政治文化に内在しているいくつかの根本概念によって示されており、それは「憲法上の本質的事項」として具体的に示される。

確かに、このような「公共的理性」と「重なり合う合意」が実際にうまく機能しうるかどうかには若干の問題が残る。しかし、包括的諸教説がぶつかり合わずして共存し合う安定した社会秩序のあり方を示した点は、評価されなければならない。

第三章では、この点をさらに発展させた晩年のロールズの政治思想が考察される。まず、ロールズが、多人種・多民族・多文化によって特徴づけられるアメリカ社会における様々な対立や葛藤がその背景に、異なる道徳的および政治的コミットメントしている人々の双方が考慮に入れられるような政治的合意の条件を明瞭化しようとした点が浮き彫りにされる。この際、重要なのは

は「多元社会におけるリベラルな民主主義」の実現可能性であり、ロールズが正義に基づく「良く秩序づけられた社会」の理想的モデルとして立憲的民主体制を提唱した点である。こうした多元的価値によって特徴付けられている現代社会を生きる我々は、リベラルな民主主義をめぐる規範的问题について論議する際、つねにその社会の歴史、文化的コンテキストを考慮に入れなければならない。このことは、ロールズが現代社会の多元的事実を現代民主主義の公共文化の永続的特徴と把握しつつ、多様な諸価値や信念の平和的かつ持続的共存を模索したことと関連している。このように、ロールズは現に存在する諸対立・衝突に対する理にかなった解決を見出すこと、すなわち相争う様々な利害主張の間で裁定を下すためのやり方を定式化し、それを一つの実践的慣行の構造のなかで確立しようとしたのである。

この際、ロールズがもっとも重視したのが、寛容の原理である。ロールズによれば、国際社会における良く秩序づけられた社会は、寛容の原理を実践し万民の法に従うことによって実現されるという。ところが、従来の支配的思想であった「自律基底的自由主義」はもちろん、後期ロールズが強調する「寛容志向的リベラリズム」でさえも、マイノリティ集団における個人としての人権や集団としての権利が十分に保障されているとは言えず、この点にロールズの限界が現れている。とはいっても、寛容の原理を国際社会に拡大適用した「万民の法」の構想に見られるように、ロールズの政治的な正義観は多元社会の諸紛争を解決し平和を模索する知的営みであり、公正な国際秩序の可能性と平和体制の構築を模索した点は評価されなければならない。ロールズの万民の法の提唱は、諸国民によって成り立つ国際社会における平和を保障し、安定したリベラルな政治システムをもつ社会と、リベラルではないが「まともな（decent）」社会の間の、国際社会における対立・闘争を避けつつ、人類共存の可能性を模索したものとして将来に受け継がれていくであろう。

以上の本論文の考察から、ロールズが生涯を通じて「正義にもとづく良く秩序づけられた社会」を模索し続けたこと、そしてその延長線上に、後期ロールズが、多元社会における様々な対立や葛藤を解消するため、「理にかなった合意」に基づく「良く秩序づけられた社会」を提示したことは明確である。ロールズの政治思想は、「正義に基づく良き秩序論」を焦点として、前期から後期、晩年に至るまで一貫性を持って繋がっており、ロールズのかかる「正義に基づく良き秩序論」は、国内社会の問題の解決するための有効な方法であるのみならず、様々な価値観や利害関係によって分断されている国際社会の諸問題を解決するためのもっとも有効な方法の一つとして理解されなければならないのである。